

議案第69号

新座市都市公園条例の一部を改正する条例

新座市都市公園条例（昭和52年新座市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（都市公園移動等円滑化基準） 第8条 [略] 2 前項の規定は、災害等のため一時使用する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。別表第1において同じ。）の設置については、適用しないことができる。</p> | <p>（都市公園移動等円滑化基準） 第8条 [略] 2 前項の規定は、災害等のため一時使用する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。別表第1において同じ。）の設置については、適用しないことができる。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。